

## 医療法人 優心会 大塚歯科医院 歯科医師臨床研修プログラム

### I. プログラムの名称

大塚歯科医院管理型研修プログラム

### II. プログラムの特徴と概要

大塚歯科医院管理型研修プログラムは、本院での一般歯科診療・訪問歯科診療の研修に加えて、分院である医療法人優心会 高松大塚歯科医院でもより多種多様な訪問歯科診療の現場を経験することで、地域医療に望まれる福祉歯科医療を理解し、実践する臨床研修プログラムを形成している。また、歯科経営に関して基礎的な知識を得ることができる。

### III. 歯科医師臨床研修の目的

一社会人として、一般社会に求められる態度、習慣を習得し、患者及びその家族の信頼を得ることができる人間教育を実践する。また、指導歯科医のもと適切な治療計画を立案の上、歯科疾患の予防、診断、治療、メンテナンスなど幅広い歯科医療技術を習得し、高い専門知識、教養を備えた歯科医師の育成をする。

1. 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
2. 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
3. 歯科疾患と害の予防及び治療における基本的技能を身につける。
4. 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
5. 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
6. 自ら行った処置の経過を観察・評価し、診断・治療へ常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
7. 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
8. 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

### IV. 参加施設概要

#### 1. 管理型臨床研修施設

- 1) 施設名 医療法人 優心会 大塚歯科医院
- 2) 所在地 香川県丸亀市城東町 1-2-39
- 3) 開設者 理事長 大塚 秀人
- 4) 管理者 林 裕之
- 5) 研修プログラム責任者 林 裕之
- 6) 指導歯科医 7名 (大塚 秀人, 大塚 登, 林 裕之, 小倉 直, 岡戸 芳江, 宇都宮 眞一, 吉山 昌宏)
- 7) 事務担当者 杉野 優梨香
- 8) 施設の概要 (令和6年4月1日現在)  
歯科医師数: 常勤7名 非常勤7名  
ユニット・チェアー数: 32台 レントゲン室4室 手術室1室
- 9) 施設の特徴  
昭和54年 大塚歯科医院(個人)開設  
平成02年 医療法人優心会 大塚歯科医院 開設  
平成17年 歯科医師臨床研修開始  
ホームページアドレス: <http://www.yusinkai.or.jp>

## 2. 協力型(Ⅱ)臨床研修施設

- 1) 施設名 医療法人優心会 高松大塚歯科医院
- 2) 所在地 香川県高松市林町 2538-10
- 3) 開設者 医療法人優心会 大塚歯科医院
- 4) 管理者 院長 曾我部 哲
- 5) 指導歯科医 1名(曾我部 哲)
- 6) 事務担当者 杉野 優梨香
- 7) 施設の概要(令和6年4月1日現在)  
歯科医師数:常勤1名 非常勤5名  
ユニット・チェア数:5台 レントゲン室1室
- 8) 施設の特徴  
平成13年 高松大塚歯科医院(伏石町) 開設  
平成24年 現在の高松市林町へ移転  
ホームページアドレス: [http://www.yusinkai.or.jp/clinic\\_03.php](http://www.yusinkai.or.jp/clinic_03.php)

## V. プログラムの管理運営体制

歯科医師臨床研修管理委員会を設置し、プログラムの管理運営を行う。

### ① 臨床研修管理委員会の名称と構成

名称: 医療法人優心会大塚歯科医院 歯科医師臨床研修管理委員会

委員長	林 裕之 (プログラム責任者・管理者・指導歯科医)
委員	大塚 秀人 (理事長・院長・指導歯科医)
	大塚 登 (指導担当参与・指導歯科医)
	吉山 昌宏 (顧問指導歯科医師・指導歯科医)
	岡戸 芳江 (指導歯科医)
	小倉 直 (指導歯科医)
	宇都宮 眞一 (指導歯科医)
	腰替 勇一郎 (歯科医師)
	曾我部 哲 (研修実施責任者・指導歯科医)
	杉野 優梨香 (管理部・事務部門責任者)
	伊藤 千尋 (理事)
	板野 敏久 (外部有識者)
	平岡 秀一 (外部有識者)
	中村 秀明 (外部有識者)

### ② 臨床研修管理委員会の業務

歯科医師の卒後の臨床研修に関する重要事項を審議決定する機関として、歯科医師臨床研修管理委員会を置く。毎月1回、臨床研修管理委員会を開催し、研修評価を行い、それに基づいて研修プログラムを協議、計画を立て、必要な修正を行う。更に本会では、臨床研修の指導・監督及び到達目標の達成度、採用・中断・修了の評価等についても具体的に検討するものとする。

### ③ 研修指導体制と医療事故への対応

基本的な知識、手技並びに全身的な治療管理を習得させるため、指導歯科医が直接、または指導歯科医監督下において上級歯科医と連携して研修歯科医に対して指導を行う。また、患者配当及び症例配当を行い経験させる。

患者配当では、一口腔単位の考え方を学び、治療計画立案等を行い、上級歯科医の前で症例発表と質疑応答を行う。症例配当では、症例に応じた治療方法を学ぶ。

また、医療事故への対応については、診療に関わる医療事故の主たる責任は主治医が負うが、研修歯科医は受け持ち医として、重大事故発生の場合は、直ちに指導歯科医に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

## VI. 研修期間、場所

プログラムは1年間とする。

管理型 : 一般外来歯科ならびに訪問歯科診療

協力型(Ⅱ): 訪問歯科診療

9月以降の適時より、週1回×3ヶ月間の医療法人優心会 高松大塚歯科医院での研修を開始する。

## VII. 到達目標

### A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

#### 1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

#### 2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

#### 3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、勘定、知識に配慮し、総計の念と思いやりの心をもって接する。

#### 4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

### B. 資質・能力

#### 1. 医学・医療における倫理

診療、研究、教育に親留守倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

#### 2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

③医療事故等の予防と事後の対応を行う。

④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。

⑤医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

### 3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

### 4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

### 5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、見出しなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、わかりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

### 6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員を理解する。
- ③医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

### 7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ①健康保険を含む保険医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

## 8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

## 9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。

## C 基本的診療業務

### 1. 基本的診療能力等 (B-2~5に相当する)

#### (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

#### (2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な主義を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。  
a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患  
e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

#### (3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治医の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリング管理を実践する。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等 (B-6, 7 に相当する)

(1) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

VIII プログラム修了の判定

適宜、研修終了後に各指導歯科医が研修歯科医手帳への押印を行う。

毎月の歯科医師臨床研修管理委員会で各研修歯科医の進捗状況把握と症例数が不足している場合には各指導歯科医へ必要症例を適宜配当するように促す。

必要症例数については全ての項目において達成する必要があるが、1月開催の歯科医師臨床研修管理委員会時に必要症例数の6割以上8割未満の項目については、症例見学後レポートの提出を持って経験症例とみなす。なお、6割以下の項目については重点的に症例経験を行わせ、6割以上の経験をさせるようにする。

具体的な数値目標について、管理型・協力型それぞれについて以下の通りに定める。

歯科医師臨床研修管理委員会は、プログラムの評価項目について、研修歯科医の自己評価及び指導歯科医をはじめ、他の歯科医師や歯科衛生士をはじめとした多職種からの多面的客観的評価（関係者へのヒアリング）に基づき、当初の到達目標に至ったか否かを討議し、最終的に歯科医師臨床研修管理委員会が研修修了の判定を行い、修了証を授与する。



## IX. 研修歯科医の処遇

身分：研修歯科医（常勤）

給与：月額 基本給 300,000 円（賞与、時間外手当なし）

住宅手当 20,000 円（但し自宅が遠方の為通勤困難な方のみ）、交通費

※交通費と住宅手当の重複支給ありません

勤務時間：8:30～18:30（内休憩時間 60 分）

変形労働時間制導入

時間外勤務：なし

当直：なし

休日：完全週休 2 日制（月一回程度週休 3 日有り）、

年次有給休暇（勤務半年後より 10 日）、夏季休暇 1 日、冬季休暇 5 日

宿舎：単身用あり（4 戸）（無料駐車場有り）

診療所内の室の有無：あり（2 室）

保険：歯科医師国保・厚生年金加入 雇用保険有り、

労働者災害補償保険適応有り

歯科医師賠償責任保険（医院にて全員加入あり、別途個人加入は任意）

健康管理：健康診断（1 回／年） B 型肝炎予防接種、インフルエンザ予防接種

学会・研究会の参加：可能、10 万円まで補助（年 1 回まで）

その他の福利厚生 各種行事は正社員と同等

## X. 研修歯科医の募集及び採用方法

募集定員：2 名

応募資格：歯科医師免許取得見込みの者

出願締切：面接希望日の 1 週間前までに

出願書類：履歴書、卒業（見込み）証明書、成績証明書

選考日：随時

選考方法：面接及び書類審査（推薦状の確認を含む）筆記試験（一般常識・歯科に関するもの）により行う。尚、マッチング結果に従い新年度研修歯科医採用を決定する。

受験旅費支給：あり（¥30,000 まで）

## XI. 応募連絡先・資料請求先

医療法人優心会 大塚歯科医院

〒763-0013

香川県丸亀市城東町 1-2-39

TEL：0877-24-6269

FAX：0877-24-6644

担当者：杉野 優梨香

e-mail：gm@yusinkai.or.jp

（お問い合わせに関しては、水・土・日、祝日以外にお願いします。）